

(様式 1 : 参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

ブリ

2. 参考人

氏 名	中村 敬
所属又は職業等	ひだか漁業協同組合 専務理事

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

TAC制度に反対するものではないが、秋サケを対象としている定置網にとってブリは主対象ではなく、網に入る入らないが秋サケとは極端に異なり、予測できないことから、ブリTACの不足により休漁や網を解放し、ブリと秋サケを一緒に放流するなど秋サケの漁獲ができなくなる事態は絶対に避けなければならない。

従って、多くの懸念や不安を抱いている漁業者の声を十分に聞かずに、ブリで拙速にTAC管理の開始を進めることはあってはならない。

何より、漁業者の理解と納得を得て進めていくことが不可欠であり、定置網漁業の操業を止めないような柔軟な管理のあり方を検討、議論していく必要がある。

(2) 各論に関する御意見（各項目に係る御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

特になし

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

神戸チャートの赤ゾーンから脱したことがない状態であっても、ブリ資源が増えている理由が理解できないため、提案されている管理をして本当に資源を持続的に最大利用できるのか疑問がある。

また、MSY達成に22万トンという膨大な親魚量が必要とされているが厳しい管理に取り組んでも、漁獲量が大きく増える将来予測とはなっていないため、例えば、MSYを達成するための22万トンという親魚量ではなく、MSYの解釈に幅を持たせ、例えばMSYの9割程度を達成する親魚量を資源管理目標とすることは出来ないのか。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

管理開始に当たっては、サケ漁獲への影響を極力避けるようなシナリオが望ましい。また、固定シナリオや複数年TAC、繰り越しの試算などは予め試行するなどの余裕を持った提案をしていただきたい。また、シナリオの採択にあたっては、期限を切って拙速に進めることなく、ロードマップに記載のとおり

り、漁業者の理解と協力を得るまで十分な議論を行うこと。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

(課題) 来遊の多寡による漁獲の年変動が大きい定置網漁業において、操業を止めることなく、どう数量管理に対応するか。

(対応) ①大臣許可漁業や都道府県間の融通が迅速かつ柔軟に行うことができるような制度の検討
②消化率が高い大臣許可漁業と狙ってとる漁法ではない沿岸漁業の特性を十分踏まえた配分の検討
③一括差し引きではないTACの前借り制や複数年TACの検討
④共同管理の検討

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

特になし

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

ブリを漁獲する全ての関係者

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

- ・資源管理目標の妥当性
- ・将来予測の妥当性
- ・複数年TACなどこれまで議論されていないようなシナリオの検討
- ・配分の基準

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

沿岸漁業については、待ち網の特性を踏まえた妥当性のある配分とすること

(3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

セーフティネットとして、積みぷらにおける強度資源管理や、クロマグロの放流支援、休漁支援事業の類似事業の創設を検討して欲しい。

(様式 1 : 参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

ブリ

2. 参考人

氏 名	小田原 一二三
所属又は職業等	南かやべ定置漁業協会 会長

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

北海道におけるブリ生産量のうち7割は、地元渡島地域での定置網が担っているが、秋サケの来遊が少ない地区でもあり漁業経営におけるブリへの依存度が年々高まっている。

ブリが来遊する時期は5月から12月、主漁期は秋であり、同時期にクロマグロ、スルメイカ、マサバ、スケトウダラ、秋サケ、カタクチイワシなどが重なるが、クロマグロが入網した際は、魚体を水面に上げることなく網を開放して、全放流する取組みを行っている。

定置網漁業が行える資源保護方策として、網開放や休漁以外の技術は確立していないため、ブリが加わることで網開放の回数が増え、定置網全体の生産量が更に減少することを懸念している。

(2) 各論に関する御意見（各項目に関係する御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

TAC導入にあたっては、全国的にサイズ組成別（体重別）の漁獲量を収集する体制を整備すべき

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

未成魚の採捕を自主管理により抑制した場合の資源管理目標と将来予測の試算に向けた準備をお願いしたい。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

シナリオの選択肢には、来遊の多寡による年変動に対応できるよう、都道府県単位での複数年TACや全量一括差し引きではないTACの前借り制（損失の繰越）を導入した場合の試算をお願いしたい。

また、配分基準の議論を棚上げして漁獲シナリオのみを採択することがないよう配分基準も並行して議論できるよう検討いただきたい。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

ブリは、クロマグロと同様に、漁場毎、漁業者毎に漁獲上限を定めて、各々が計画的に枠を利用するといった管理となる可能性が高いため、待ち網である

定置網漁業の消化率は8割程度が限界である。

大臣管理漁業と都道府県との配分にあたっては、基本的な考えを見直し、沿岸漁業の漁獲実績に係数をかけるなど、消化率が低い沿岸漁業に配慮した配分基準を検討するべきである。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

例えば主漁期に一定期間、休漁や全放流した場合に、シナリオや将来予測にどの程度影響があるのかを研究機関から提示してほしい。

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

全国のブリを扱う全ての関係者

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

- ・ 複数年TACなどこれまで議論されていないようなシナリオの検討
- ・ 配分の基準
- ・ 未成魚の抑制など自主管理を加味した資源評価、将来予測への反映

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

特になし

（3）その他（御質問等があれば、御記載ください。）

秋サケのように賦課金を徴収し負担の格差を是正できる手法（制度）はできないか。

(様式 1 : 参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

ブリ

2. 参考人

氏 名	星野 昇
所属又は職業等	北海道立総合研究機構

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

全国を複雑に回遊する資源であり、その分布傾向が温暖レジェーム等によって変わる資源である。そのため、まともな資源管理を考えるなら既成手法やマニュアルにとらわれない大胆な考え方が必要。

(2) 各論に関する御意見（各項目に係る御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

北海道では漁獲量は押さえられているが、銘柄別漁獲情報や年齢情報に関しては不十分

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

北日本への分布偏りにより全体的な漁獲増となってきた近年の傾向のみをもって、資源量全体の増加と推定している可能性が高い。また、レジェームシフトや水温の周期変動等で資源が大きく変動することが明らかなので、管理目標設定では、この辺りをどのように捉えるか

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

上記①、②と関係。管理対象、管理目標の決め方次第

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

いわずもがな、他魚種を狙う定置類での混獲に対し数量管理の効率性は低い

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

実効的な未成魚への漁獲圧回避策を、各地域・漁業で検討、実施すること。まきあみ→狙い操業の制限や数量管理、定置→0歳魚入網時期の時限禁漁策など

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

全国の主要地域のほか、もじゃこ漁の漁業実態など

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

上記のとおり。管理対象としての系群をどう考えるか、何を根拠に管理目標を作るのか、気候変動即応資源の管理手法・管理目標をどう考えるか、などなど。これまでの諸々の資源で説明が上手くできていない要素のフルコンテンツであるため、この辺が水産庁としては重要になるように思う

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

基本的には主要漁業すべて

（3）その他（御質問等があれば、御記載ください。）

(様式 1 : 参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

ブリ

2. 参考人

氏 名	西崎 昭一
所属又は職業等	新深浦町漁業協同組合

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

ブリに関しては、青森県日本海南部海域で定置漁業により漁獲している。ブリはそれほど単価が高い魚種ではなく、夏場は特に単価が安いいため、ある程度の漁獲量がなければ、収入につながらない。昔（平成 20 年以前）はそれほど漁獲量は多くなかったが、ここ最近ブリがある程度漁獲されるようになった。
TAC 管理の導入、特に数量管理にあたっては、漁業者の意見を十分に聴いた上で慎重に行ってほしい。

(2) 各論に関する御意見（各項目に関係する御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

スマート水産業事業の活用等により漁協職員等、現場に過度な負担がかからないような漁獲報告の収集体制の構築に努めてほしい。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

ブリに関しては、資源評価結果と現場での漁獲実態が異なっていると感じられる。（資源評価では減少となっているが、本県の漁業者の感覚としてはそれほど減少している感じは見受けられない。）資源評価目標の導入に当たっては、各現場での漁獲実態も考慮する必要がある。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

前述のとおり、資源評価結果と現場での漁獲実態が異なっていると感じられるため、適切に資源評価するとともに、臨機応変に、資源状況の変動に伴って資源管理方法を変えていく必要がある。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

ブリは単価が安い魚種なので、数量管理を導入し、漁獲量に制限がかかりすぎると、漁業者としては、収入が激減してしまうおそれがある。
漁業者の収入が減らないように資源を管理していく必要がある。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

青森県では、一本釣りや定置網漁業において、全海域で各漁協の資源管理計画の中で特定の月あるいは毎月一定期間の休漁や一定期間の網上げによる禁漁期間の設定といった資源管理措置をとっている。

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

青森県では、全海域でブリが漁獲されているため、一定の地域に限らず、沿岸の全ての地域の意見を聴く必要がある。また、漁業種類については、本県沿岸漁業では定置漁業での漁獲がメインではあるが、底建網、一本釣り、刺網及び延縄での漁獲もあるので、それらの漁業者の意見も聞く必要がある。

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

特にない。

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

新たな資源管理の推進においては、沿岸漁業はまだ数量管理に不慣れであり、混乱が生じないか懸念される。

（３）その他（御質問等があれば、御記載ください。）

新たな資源管理の推進においては、沿岸漁業はまだ数量管理に不慣れであり、混乱が生じる恐れがあるので、丁寧な説明とともに進めていただきたい。

(様式 1 : 参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

ブリ

2. 参考人

氏 名	松本 めい子
所属又は職業等	鴨川市漁業協同組合 代表理事組合長 共進丸漁業株式会社 取締役 千葉海区漁業調整委員会 委員

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

千葉県では、ブリは、定置網、まき網、まき刺網等、様々な漁業種類により全県で漁獲されており、漁獲努力の調整が難しい定置網も含まれています。

私の所属する鴨川市漁業協同組合は千葉県の外房に面し、主に中型まき網、定置網によりブリを漁獲しています。私たちは資源管理自体は重要なことと考えており、これまでも休漁期間や禁漁区を設定し自主的な資源管理を行ってきています。一方、国では資源管理の手法をTAC管理ありきで検討しているように感じており、このような進め方には不信感を抱いております。また、後述のとおりTAC管理の実施には反対します。

当組合にはブリを対象とした中型まき網は2か統あり、年間の漁獲量に占めるブリの割合は最も多く、最重要魚種となっています。近年は水揚げが安定せず、経営が苦しい中で規制が行われればその影響は大きいものとなります。

中型まき網の場合、操業場所が地先に限られ、ブリの来遊がなければ他の魚種を狙うことになります。こういった操業形態は海況等に起因する来遊状況により漁獲量が大きく左右されるため、TAC管理には向いていないと考えています。

TAC配分は過去の漁獲成績により決められますが、その配分が「現在」の資源の状態に合っていないのではないかと感じています。また、漁獲成績が悪かった年を基準にTACが配分されてしまった場合、好漁の際に枠が足りなくなる恐れがあります。仮に獲り控えにより全体の資源が増加しても、地先に来遊がなければ、その利益を得ることができません。好漁の年に制限され、不漁の年の収入減をカバーできなければ経営は苦しくなります。

近年は潮流が速く、魚群がいても投網できない場合も多くあり、不漁の原因になっています。こういった部分が資源評価に反映されているか疑問です。

当組合には定置網は2か統あり、近年は自然環境の変化や台風・急潮による施設被害等もあり、水揚げが不安定となっています。そういった中で規制が行われればその影響は大きいものとなります。

定置網は自然に入網した魚を獲る漁法で魚の色分けはできません。特にブリは箱網を絞る際に下に向かう習性があるため、放流を試みた場合は、網の中にいる魚は全部逃げ水揚げは皆無となってしまいます。

現在、クロマグロは放流するなど最大限の資源管理を行っている中で、当該魚種がTAC管理となり、漁獲制限が行われた場合は休漁せざるを得なくなります。近年、漁獲状況が極めて低調な年もある中で、更なる漁獲管理を行うことになった場合は、経営的に死活問題となるため、当該魚種のTAC管理に反対します。

(2) 各論に関する御意見（各項目に関係する御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

資源評価では、銘柄別の漁獲量を用いて年齢別の資源量を算出していると聞いています。全国各地で銘柄別の漁獲報告がきちんと行われているかどうか疑問があります。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

私たちはこれまで自主的な資源管理を行ってきています。また資源の状態は良くなっていると聞いています。研究機関の新たな資源評価ではこれまでずっと資源量は少なく、漁獲の強さが過剰とのことですが、それにも関わらず資源量は増加しており、この新たな資源評価が正確であるのか疑問があります。そのため、資源管理目標の導入を論じる以前の問題であると考えます。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

資源評価結果に疑問があり、漁獲シナリオの採択を論じる以前の問題であると考えます。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

(1) に記載した理由で数量管理（TAC管理）の必要性に疑問があります。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

定置網での休漁期間の設定、まき網での禁漁区、休漁期間や休漁日の設定を行っており、資源の保護に寄与していると考えます。

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

地域：県内全域

漁業種類：まき網漁業、定置漁業、まき刺網漁業、固定式刺網漁業等

関係者等：加工業者、仲買業者、遊漁者

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

現在、私たちは国が「漁業者及び漁業者団体の意見を十分かつ丁寧に聴き、現場の実態を十分に反映」しているとは思っていません。国には現場を見ていただき、漁業者が生き残れる方法を考えていただきたいと思います。

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

（１）に記載のとおり数量管理（ＴＡＣ管理）の必要性に疑問があります。

（３） その他（御質問等があれば、御記載ください。）

(様式1：参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

ブリ

2. 参考人

氏名	弾正明良
所属又は職業等	佐渡漁協高千支所 運営委員

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

ブリに関しては、北上する群れを、数回に11型の魚を釣るべく
なう、獲らなくしかると、資源は減る一方だと思う。

(2) 各論に関する御意見（各項目に関係する御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

・操業実態は年間の漁獲量は、一定ではないから
資源がへっているとは思われない。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

関係者全員の経営が継続できるような漁獲シナリオとしたい。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

産卵期の休漁

- ⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

体長制限、(小さいものは取らない)

- ⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

子主網漁業者

- ⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

TAC管理以外の手法

- ⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

大臣管理漁業

- (3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

TAC 制度では 本町の資源管理はできない

(様式 1 : 参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

ブリ

2. 参考人

氏 名	河村智志
所属又は職業等	新潟県水産海洋研究所 所長

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

従来の資源評価において、ブリの資源水準は 2009 年以前は中位、2010 年以降は高位とされてきた。この間、定置網主体であるブリ漁業の漁獲努力量は大幅な変化がなかったものと考えられるが、資源水準は中位から高位へと移行し、漁獲も安定している。このような状況のもとでは、必ずしも漁獲努力量を低く抑えるような管理方策が必要とは考えられない。

一方、神戸プロットではすべての点が乱獲と判定される位置にある。近年、資源水準が中位から高位へと移行したことを考えると、漁獲圧が過剰であるとは考え難く、資源評価結果には違和感を感じる。

(2) 各論に関する御意見（各項目に係る御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

仮に、漁獲量を個別に割り当てた場合、定置網では、1 回に入網するブリが数十トン単位となる場合も珍しくないため、その管理にあたっては迅速な収集体制が必要となる。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

MSY 水準で期待できる平均漁獲量が 13 万トンとされているが、 β を 1 より小さくした場合には 10 年後に期待される漁獲量が 13 万トンを下回ることになっている（研究機関会議資料の表 10）。資源が限界管理基準値を下回るような状況であれば、不確実性を考慮して β を 1 より小さく設定することに異論はないが、資源が限界管理基準値を大きく上回っているのであれば β は 1 で良いのではないかと考える。漁獲量の目標は MSY 水準で期待できる平均漁獲量だと考える。

提案においても親魚量が 10 年後に目標管理基準値案を上回る確率が 50% となる β は 0.997 となっていることから、 β については 1 が適当と考える。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

管理基準値案に基づく漁獲管理規則案を用いた将来予測と現状の漁獲圧で漁獲を続けた場合の将来予測の比較（研究機関会議資料の図6）では漁獲管理規則案の親魚量や資源量は現状よりかなり大きな値に保たれることになる。漁獲の主体である定置網の場合、漁獲圧をコントロールすることが難しいことから、資源量が増大した場合に漁獲量を抑えることは難しく、シミュレーションのとおりとはならない（資源量の増大に伴い漁獲量が増加する）と考えられる。また、シミュレーションでは現状の漁獲圧のままでも加入尾数に大きな変化はなく、漁獲量もほぼ現状を維持できると推定されている。

これらのことから定置網については、インプットコントロールやテクニカルコントロールも考慮しつつ漁獲圧が高くないことを管理の基本とし、漁獲量を大きく変化させることなく MSY 水準に近づけていくことが望ましいと考える。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

一般的に、数量管理を行う場合、個別割当てを行わないと先取り競争が起きると言われているが、定置網の場合は来遊する資源だけしか漁獲されないもので、先取り競争を理由に個別割当てをする必要はないと思われる。

また、ブリは回遊魚のため、周年安定して漁獲されることはなく、資源量が高水準にあっても海況などの関係で来遊率が低いと漁獲量が少なくなる場合もある。個別割当てを行った場合には、漁獲枠に対する取り残しや、漁獲枠超過の恐れから操業出来ないなどの懸念がある。この場合、漁獲枠の融通などの方法があるが、主漁期が管理期間の終わりの時期となる地区では、漁獲の可能性がある中で漁獲量を融通することは考えられず、そのような状況で最終的に不漁となった場合は、未消化の漁獲枠が無駄になることが予想される。このため、定置網については、十分な留保枠の確保やある程度大きな単位での管理が必要になると考えられる。

また、資源量が多い場合の超過も予想されるが、加入量を迅速に把握し、十分な資源量がある場合には適切に TAC を見直しできる体制整備も必要と考える。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

定置網については、インプットコントロールによる漁獲圧の管理や入網している魚を予め知ることができるような技術開発などによって漁獲をコントロールする必要があると考える

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

定置網漁業関係者

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

資源評価でも、近年、ブリについて成長の鈍化がみられるとされており、このことが資源評価に与える影響について。
韓国による漁獲量とその影響について。

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

数量での管理を基本とするのであれば、何らかの形で漁獲しているすべての者が管理の対象となる。

（３） その他（御質問等があれば、御記載ください。）

(様式 1 : 参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

ブリ

2. 参考人

氏 名	中田 洋助 (なかだ ようすけ)
所属又は職業等	有限会社日の出大敷 取締役兼船頭 石川県定置漁業協会技術研究会 理事 石川県青年漁業士

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見 (本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。)

- ・ 県内では最重要魚種のひとつであるが、さまざまな漁業種類でさまざまな時期に多様なサイズが漁獲される一方、県内でも地区や漁業種類によって漁期やサイズごとの重要性が異なるため、管理強度としては横並びをとりつつも、それぞれに合わせた柔軟な取り組みを検討する必要がある。
- ・ 資源量が増大してもその分価格が暴落しては漁業の生産性向上にはつながらないことを前提とし、資源管理方策を検討すべき。

(2) 各論に関する御意見 (各項目に係る御意見があれば、御記載ください。)

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

- ・ 地域ごとに利用実態、サイズごとの重要性が異なる。銘柄分けの十分でない地区においても正確、詳細な漁獲データが収集できるよう、報告やデータ収集体制を整備すべき。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

- ・ 漁業の現場はもちろん、加工・流通や消費まで見据えたうえで、漁業が最も生産的かつ持続的に行われるよう、目標の設定においては様々な面を考慮すべき。
- ・ 実際にどの地域でどのような漁法でどのくらい漁獲されており、どのような価格で取引されるか、そしてそれに対してどのくらい需要があるか、しっかり把握したうえで、一律に押し付けるのではなく、それぞれの現場に即した管理ができるよう進める必要がある。
- ・ 資源としての価値は漁獲量だけで決まらないので、経済性を考慮して、水産資源を最大限に利用できるような目標を設定すべき。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

- ・ 利用形態が幅広く、需要も多様なため、管理スケジュールや管理強度の設定においては漁業経営はもちろん、周辺業界の経営等に関しても考慮すべき。
- ・ モジャコ漁業については人口種苗に関する技術開発等と密接に係るため

め、天然種苗の供給体制について整理したうえで、他のブリ漁業と歩調を合わせて管理に取り組めるよう、シナリオ上もよく検討すべき。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

- ・資源の有効利用、価格の維持等のために様々な取り組みをすでに行っており、漁獲量が抑えられている地区があることを勘案し、また特に定置網においては受動的な漁獲を行うために年々の来遊の変動にも大きく左右されるため、配分に当たっては十分考慮すべき。
- ・ブリは漁業経営上の最重要魚種であり、主漁期に操業を止めざるを得ない事態になると漁業経営に甚大な影響を及ぼすため、そうならないよう漁獲枠の設定以外にも、留保の先取りによる不公平感が生じないよう留保の期間分け等工夫をすべき。
- ・留保の配分に当たっては、そもそもの趣旨である漁場形成の偏りへの対応等を意識し、来遊状況の変化に対応できるよう、適切に配分されるよう検討すべき。
- ・多くの漁業種類で重要なことから、漁業調整上の問題にもなってきた魚種であり、問題点の洗い出しは丁寧かつ入念にしておくべき。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

- ・金庫網を用いた出荷調整により、来遊資源の有効利用に努めている。
- ・小型魚の多く入網する夏場に特に休漁期間を設けている場合が多いほか、冬場に休漁期間を設けている地区もあり、県内全体でみると年間を通すと半分以上の期間において休漁が行われている。また、目合いを大きくすることによって小型魚の漁獲を抑えている。

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

- ・加工・流通業者等の業界の協力なしに漁獲制限を行っては、仮に資源増大が果たされたとしても需給体制が崩れ、漁業経営が成り立たなくなる恐れがある。加工流通業者からはこれまでステークホルダー会合で意見が出されたことはほとんどないため、消費まで見据えた議論ができるようあらかじめ意見を聴取すべき。
- ・そのためにも会場の設定については、1会場に限定することなく考慮すべき。（WEB参加ではなく現地参加もしやすいよう）

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

- ・資源評価について、特にこれまでの評価との違い、なぜ高位と評価されていたものが乱獲状態と、全く違う評価になったのかを前提をしっかりと説明すべき。
- ・モジャコ漁業の管理について検討するにあたっては、種苗だけでなく飼料供給体制の整備等も踏まえ、養殖業全般に関して国としてどのような将来像を描いているかを具体的に説明すべき。

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

- ・全国で一体の資源であり、どの漁業種類、地区でも重要な魚種であるため、

特定の区分に管理が偏ることがないようにすべき。

(3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

- ・国内での多種多様な漁業において協調して管理に取り組むこととするほか、韓国等外国漁業においても同じレベルで管理に取り組まれるよう国としてしっかり働きかけるべき。

(様式 1 : 参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

ブリ

2. 参考人

氏 名	沖崎 竜太 (おきざき りゅうた)
所属又は職業等	第十二漁勝丸 船頭 石川県青年漁業士 石川県漁協青壮年部連合会 理事 漁業士会 輪島支所会長 海士町刺し網実行組合 役員会計

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見 (本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。)

- ・県内では最重要魚種のひとつであるが、さまざまな漁業種類でさまざまな時期に多様なサイズが漁獲される一方、県内でも地区や漁業種類によって漁期やサイズごとの重要性が異なるため、管理強度としては横並びをとりつつも、それぞれに合わせた柔軟な取り組みを検討する必要がある。
- ・資源量が増大してもその分価格が暴落しては漁業の生産性向上にはつながらないことを前提とし、資源管理方策を検討すべき。

(2) 各論に関する御意見 (各項目に係る御意見があれば、御記載ください。)

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

- ・地域ごとに利用実態、サイズごとの重要性が異なる。銘柄分けの十分でない地区においても正確、詳細な漁獲データが収集できるよう、報告やデータ収集体制を整備すべき。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

- ・漁業の現場はもちろん、加工・流通や消費まで見据えたうえで、漁業が最も生産的かつ持続的に行われるよう、目標の設定においては様々な面を考慮すべき。
- ・実際にどの地域でどのような漁法でどのくらい漁獲されており、どの程度の重要性があるか、そしてそれに対してどのくらい需要があるか、しっかり把握したうえで、一律に押し付けるのではなく、それぞれの現場に即した管理ができるよう進める必要がある。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

- ・利用形態が幅広く、需要も多様なため、管理スケジュールや管理強度の設定においては漁業経営はもちろん、周辺業界の経営等に関しても考慮すべき。
- ・モジャコ漁業については人口種苗に関する技術開発等と密接に係るた

め、天然種苗の供給体制について整理したうえで、他のブリ漁業と歩調を合わせて管理に取り組めるよう、シナリオ上もよく検討すべき。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

- ・資源の有効利用、価格の維持等のために様々な取り組みをすでに行っており、漁獲量が抑えられている地区があることを勘案し、また、漁法ごとの特徴についても配分にあたってはしっかり考慮すべき。
- ・すでに資源管理の取組を行っている漁業者については優先的に配分する等、取組に応じた配慮をするべき。
- ・ブリは漁業経営上の最重要魚種であり、主漁期に操業を止めざるを得ない事態になると漁業経営に甚大な影響を及ぼすため、そうならないよう漁獲枠の設定以外にも、留保の先取りによる不公平感が生じないよう留保の期間分け等工夫をすべき。
- ・多くの漁業種類で重要なことから、漁業調整上の問題にもなってきた魚種であり、問題点の洗い出しは丁寧かつ入念にしておくべき。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

- ・定期的な休漁、水揚量の積み上がりに伴う休漁等の調整のほか、7～8年ほど前から自主的に網数を半減させているほか、網の敷設時間も短くし、積極的に漁獲努力量規制に取り組んでいる。

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

- ・加工・流通業者等の業界の協力なしに漁獲制限を行っては、仮に資源増大が果たされたとしても需給体制が崩れ、漁業経営が成り立たなくなる恐れがある。加工流通業者からはこれまでステークホルダー会合で意見が出されたことはほとんどないため、消費まで見据えた議論ができるようあらかじめ意見を聴取すべき。
- ・そのためにも会場の設定については、1会場に限定することなく考慮すべき。（WEB参加ではなく現地参加もしやすいよう）

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

- ・資源評価について、特にこれまでの評価との違い、なぜ高位と評価されていたものが乱獲状態と、全く違う評価になったのかを前提をしっかりと説明すべき。
- ・モジャコ漁業の管理について検討するにあたっては、種苗だけでなく飼料供給体制の整備等も踏まえ、養殖業全般に関して国としてどのような将来像を描いているかを具体的に説明するべき。

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

- ・全国で一体の資源であり、どの漁業種類、地区でも重要な魚種であるため、特定の区分に管理が偏ることがないようにすべき。

（３）その他（御質問等があれば、御記載ください。）

- ・国内での多種多様な漁業において協調して管理に取り組むこととするほか、韓国等外国漁業においても同じレベルで管理に取り組まれるよう国としてしっかり働きかけるべき。

(様式 1 : 参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

ブリ

2. 参考人

氏 名	岩本 芳和
所属又は職業等	三重県定置漁業協会会長、(株) 早田大敷 代表取締役

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

三重県南部の大型定置網は、古くから各地区の自治や文化を下支えし、地区の基幹産業となっており、集落の存続が懸念される南部地区では、大型定置網の存続が地区の存続に大きく影響を与えると思われる。

資源管理の重要性は理解しているが、ブリ資源が比較的安定している中で、急いで資源管理を行う必要があるのか。

また、過去の知見にも未成魚への漁獲圧に対する指摘があるため、漁獲枠を設定するのであれば、モジャコやワカナ等の未成魚が妥当である。

(2) 各論に関する御意見（各項目に関係する御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

県内の定置網の水揚げは漁協に水揚げしており、漁協から報告してもらえばよい。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

現在、資源状況が良好とされる中で、資源管理の目標をどこに置くのか。

また、過去の知見にも未成魚への漁獲圧に対する指摘があるため、漁獲枠を設定するのであれば、モジャコやワカナ等の未成魚が妥当である。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

現在の親魚を多くするという考え方が、資源が良好であるブリに当てはめるのは、妥当なのだろうか。

それよりも、モジャコ、ワカナの保護をすべきではないか。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

昨今の本県での大型定置網の水揚げ状況をみると年間の水揚げ額の半分以上をブリ、ワラサで占めている。また、漁獲時期では、水揚げに占める割合が多いところでは4月だけで半分以上、ほとんどのところで、3月と4月のブリ、ワラサで占められており、数量管理は経営に与える影響が非常に大きい。

一方、現在の漁獲が多い中では、数量管理をするのであれば、並行して魚価の

安定対策も行わないと、経営が成り立たなくなる。

また、漁獲が積みあがった場合には、あらかじめルールを決めて再配分等を行わないと時期が集中するため、再配分が間に合わなくなる可能性がある。

- ⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

モジャコやワカナ未成魚の漁獲可能尾数の設定と超過分の再放流

- ⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

- ⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

- ⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

遊漁による採捕の実態がわからない。年間を通じるとかなりの量になるのではないか。漁業を制限し、遊漁が制限なしでは漁業者の理解が得られない。

- （３）その他（御質問等があれば、御記載ください。）

早田大敷では、もうかる漁業創設支援事業を活用して、モニタリングシステムや船上型選別装置などを導入しているが、これからの漁業はもっとＩＴ化が進むであろうことから、資源管理措置を講ずるのであれば、ＩＴ化への全額支援等も合わせて行ってほしいものである。

(様式 1 : 参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

ブリ

2. 参考人

氏 名	濱松 章
所属又は職業等	(有)松正漁業 代表取締役

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

- ・ 関わる地域、漁業種類の範囲が広すぎて話がまとまらないのではないかと。
- ・ 日本だけでなく、同じ資源を利用している外国漁船の影響や管理も合わせて考える必要がある。
- ・ ブリは主に捕食する側の魚なので、エサとなる他の魚などの資源のことも一緒に考える必要がある。

(2) 各論に関する御意見（各項目に係る御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

- ・ 特になし。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

- ・ 目標の親魚量が提示されているが、提示された過去のデータを見る限り、一度も到達していない数値。現実的に達成が可能な数字なのか疑問である。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

- ・ 現状の漁獲圧を続けた場合と、係数が 0.8 の漁獲圧の場合の将来の漁獲量がほぼ変わらない。漁獲量は変わらないのに親魚量にここまでの差が出るのか。漁獲量が変わらないのであれば、現状の漁獲を続ければ良いように見える。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

- ・ 1994 年以降、ずっと漁獲圧が高いとのことだが、資源量や漁獲量は増えている。資源評価というものの結果があまり納得できない。
- ・ 定置網は待ち受けの漁業で、資源に見合った漁獲がされるものと考えているが、数量管理は定置網の資源管理に適しているのか。
- ・ 数量で管理する場合、漁獲するサイズや時期、漁法、経済的価値など地域によって資源の利用実態が異なる。実態をよく分析した上で、数量配分の方法などを検討するべき。
- ・ 定置網は時期や来遊状況に合わせて様々な資源を漁獲している。一部の魚

種の数量管理のために、定置網の操業そのものを止めなければならないような方針を示すことがないようにしていただきたい。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

- ・ 特になし。

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

- ・ 特になし。

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

- ・ 地域や漁業種類で資源の利用実態が違うので、まずは地域や漁業種類毎の漁獲実態の説明が必要だと考えている。
- ・ また、国内だけでなく外国漁船、少なくとも漁獲量等に含まれている韓国のこの資源の利用状況については説明するべきではないか。

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

- ・ 特になし。

（３）その他（御質問等があれば、御記載ください。）

- ・ 特になし。

(様式 1 : 参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

ブリ

2. 参考人

氏 名	村山 達朗
所属又は職業等	株式会社浜田あけぼの水産 取締役 (前 島根県水産技術センター所長)

3. 御意見等

注：この記載内容については、部会に提示され、公表資料に記載されることとなりますので、御承知おきいただきますようお願いいたします。

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

ブリは定置網漁業やまき網漁業をはじめとする多種多様な沿岸漁業で漁獲される。釣漁業等の自由漁業による漁獲も多く、非常に多くの漁業者が利用している水産資源である。また、養殖魚が天然魚と同量かそれ以上に供給されている魚種であり、天然魚の供給量を一方的に増加させることの経済的な影響も大きい。

よって、TAC 管理を開始した場合に影響を受ける漁業者の数が非常に多いため、漁業者に対する事前説明も、これまで TAC 管理の導入について議論されてきた他の魚種よりも慎重且つ丁寧に実施する必要がある。

当該資源については近年の温暖化傾向の影響もあってか、分布域の拡大、資源量の増加が見られており、特に 2010 年以降は 30 万トンを超える高い水準で資源量が安定している。また、再生産成功率・加入量の変化を見る限り、親魚量は現在の環境下において飽和状態にあることが推測され、示されている資源評価結果、目標管理基準値には疑義がある。現時点で急いで TAC 管理を導入する必要性を感じられない。

当該資源は生態系の上位に位置する資源であり、示されている MSY を達成しようとした際に、餌となる魚種（マイワシ・イワシ類・イカ類等）への食害が懸念される。特に既存の TAC 魚種の MSY とブリの MSY の両方を同時に達成することができるのか非常に疑問である。

当該資源は遊漁者による資源利用がかなりあることが予想されるが、その利用実態は明らかになっていない。漁業者に対して TAC 管理を導入する場合は、同じ資源を利用するものとして、並行して遊漁者の管理についても検討すべきと考える。

(2) 各論に関する御意見（各項目に係る御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

島根県においては漁協市場の販売情報を県に提供するシステムが構築されている。一方、遊漁に関する情報収集の仕組みはない。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

再生産成功率・加入量の変化を見ると、親魚量は飽和状態にあることが推測されるにもかかわらず、現在の水準を上回る 22.2 万トン为目标とすることの妥当性について検証が必要。

神戸チャートでは 25 年以上左上のレッドゾーンにプロットされているが、資源量、漁獲量は、この間ともに増加し、近年は高位で推移している。神戸チャートが示すように過剰漁獲が続いているなら本来このようなことは起きないはずである。神戸チャートの仕組み自体が間違っていないのなら、プロットしたデータがおかしいと考えざるを得ない。資源管理を行うために作爲的に MSY を設定したという疑義さえ生じる。

また、示された再生産関係が正しいのなら、現状の親魚量は飽和状態とみられる。膨大なコストをかけてこれ以上親魚量を増加させる理由が理解できない。

全国を一系群で管理する方針であるが、地域によって漁法、漁獲サイズ、漁期が異なる。一部の漁業者の我慢により、他地区の漁業者が利益を得る形にならないよう配慮が必要。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

TAC 管理を導入する場合は、短期間に漁獲量が大きく増減するようなシナリオでは無く、中長期的に安定した漁獲可能量が設定されるシナリオを採択すべきと考える。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

仮にブリのような定置網漁業の主要な漁獲対象資源を TAC 管理しようとした場合、選択的な放流技術の開発や休漁補償等の影響緩和策と合わせて慎重に議論する必要がある。また、定置網へのブリ類の入網は、一定量が持続的に続くのではなく、数日で、年間水揚げ量の大半が入網するような場合も多くみられる。このため、TAC の運用においても、単年度ではなく、複数年で調整するなどの措置も必要である。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

島根県内漁業者の多くが以下の取組を実施している

- ・ 週 1 日以上以上の休漁日の設定

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

関係する漁業者（定置漁業者・まき網漁業者・さし網漁業者・釣漁業者等）、養殖業者、流通業者

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

モジャコ採捕の取扱

資源評価の精度、信頼性について（根拠となるデータセットの提示）

外国漁船による漁獲の状況とその影響

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

大中型まき網漁業

各都道府県 定置漁業・中型まき網漁業

遊漁者

（３） その他（御質問等があれば、御記載ください。）

(様式 1 : 参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

ブリ

2. 参考人

氏 名	橋本 健
所属又は職業等	椎名大敷組合

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

日本国内におけるブリ資源の利用は、次の 2 つに大別されます。まず一つ目がまき網での漁獲、そして二つ目が定置網での漁獲です。さらに、定置網での漁獲については、産卵のため南下してくる回遊ブリを漁獲する場合と、近年の温暖化による生息域の拡大によって漁獲されるようになった地域での漁獲に区分されます。数量管理を導入するにあたって、これらの異なる条件下におけるブリの漁獲は区分して管理するべきと考えます。それぞれ漁法、漁獲時期、魚群の年齢組成も異なるこれらを一括して数量管理することは制度として乱暴であるし、効果的な資源管理方法であるとは思えません。

定置網は待ちの漁法です。来遊してくる魚を全て獲れるわけではありません。回遊ブリにしても同様で、操業中に網の外に魚群を見かけることもあれば、潮流や海水温など海況によって沖を通過する魚群もあります。高知県の定置網は、その多くがブリ定置であり、他地域のブリ定置と同様に 100 年以上の歴史があります。このように、100 年以上にわたり定置網の経営が継続してきたことから、定置網がブリ資源を有効かつ持続的に活用してきたこと、過度の漁獲圧となっていないといったことが言えるかと思います。近年、高知県の定置網漁業は温暖化と黒潮の離岸により、漁獲量が減少傾向にあり、回遊ブリの漁獲への依存度がより大きくなっています。そのため、春先のブリ漁期に操業機会を失うことは死活問題となります。今後、数量管理を行うとなった場合には、定置網での回遊ブリの漁獲に大きな制限がかからない数量設定を望みます。

また、数量管理を行うことになった場合、実績ベースでの数量配分になると思いますが、ブリの資源水準は現在高位にあり、生息域の拡大や海水温の変化などにより予想外に漁獲が積み上がることもあり得ます。実際、私どもの定置網においても、一漁期の漁獲が短期間に集中することはよくあります。資源動向に柔軟に対応できるよう、くろまぐろと同様に漁獲枠の融通といった仕組みも必要かと思います。

定置網で取り組める資源管理措置としては休漁くらいしかなく、高知県内の定置網では夏期の全面休漁、地域全体での 10 日～40 日間の休漁期間の設定などを行っています。高知県の定置網漁業にとって、回遊ブリは漁家経営を維持していくための最も重要な魚種です。永続的な資源活用のため、科学的根拠に基づいた有効な資源管理方法の確立を望んでいます。

(2) 各論に関する御意見（各項目に関係する御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

--

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

--

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

海域や漁法によって漁獲される魚群の年齢組成が異なるので、これらは区別して管理べきと考えます。
--

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

未成魚と成魚では資源に与える影響が異なるため、これらは区別して管理すべきと考えます。
--

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

--

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

--

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

--

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

--

(3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

定置網漁業の漁獲量は資源量に依存しており、資源量が少ないときは漁獲量も少なくなります。資源に対する漁獲圧は大きいとは思えません。また、特定の魚

種に依存しない混獲であるからこそ生き残ってきたのが定置網漁業です。

今後、TAC 魚種を増やしていくということですが、有効な管理方法が休漁しかない定置網漁業者にとっては大きな懸念事項となります。「新たな資源管理」は、あまり大きくない問題まで問題としていて、別の大きな問題を生んでいるように感じます。

(様式2：意見表明の内容)

資源管理手法検討部会における意見表明について

1. 対象となる水産資源

--

2. 意見表明の申出者

氏名	
所属又は職業等	

3. 意見表明の内容

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

--

(2) 各論に関する御意見（各項目に係る御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

--

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

--

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

--

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

--

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

--

- ⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

--

- ⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

--

- ⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

--

- （３）その他（御質問等があれば、御記載ください。）

--

(様式 1 : 参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

ブリ

2. 参考人

氏 名	桑村 勝士
所属又は職業等	宗像漁業協同組合 代表理事組合長

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

- ・ブリは、福岡県の漁業者にとって、経営依存度の高い魚種ですので、その資源の持続的利用が大切であり、水産資源管理の取り組みによってブリ資源を維持することは、総論としては、漁業の持続的発展に資するものと考えております。
- ・しかし、今回提案された資源評価及び管理案については、以下のような問題があると考えます。
- ・現在のブリ資源は高位にあります。近年は減少傾向とされていますが、漁業者としては、依然として豊漁が続いているというのが実感です。実際に、魚群の来遊により大量のブリが市場に出荷されると市場価格が急落することもあります。このような中、今回、MSY 水準を達成するには現行漁獲圧を 10%強低下させるべきとの評価が示されましたが、評価結果と漁業者の実感には乖離があることから、管理目標の信頼性を確保するためにも、評価プロセスや用いたデータ等、十分な情報開示と丁寧な説明を求めます。
- ・すでに高位にあるブリ資源を MSY 水準まで増やすことは、資源生物学的には意味があるとしても、社会、経済の面ではメリットが乏しいと考えます。実際に管理を実施するのは漁業者です。漁業者が管理の意義を理解、共感できるような政策目標について国の考えを示していただきたいと思います。
- ・ブリは広域回遊資源であり、各地先の漁獲量は、その来遊状態によって大きく変動します。近年は、気候変動、海水温上昇による分布域や来遊パターンの変化も指摘されています。全国各地の地先へのブリ来遊は、許認可や漁船行動能力の制限も相まって、時期や漁場が限られます。そのような資源と漁業の構造の下、特に都道府県においては、過去の漁獲実績をベースとした TAC 配分では、超過や未達を発生しやすく機能しない可能性が高いと考えます。ブリ資源と漁業の特性に則した柔軟な管理措置の検討をお願いします。

(2) 各論に関する御意見（各項目に関係する御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

- ・現評価は、漁業・養殖業生産統計、大中型まき網漁獲成績報告書、関係都道府県月別銘柄別漁獲量、市場測定情報他、評価に必要な情報を一定レベル網

羅的に収集しているものと理解していますが、これら情報のデータソースは卸売市場水揚げ情報に負う部分が大きいと考えられます。卸売市場では、全国各浜における銘柄、箱あたり入り数または重量等の区分が統一されていないおそれがあることから、現行評価におけるこれら情報の精度について詳細の情報開示を求めるとともに、評価制度の改善にかかる改良点について説明をお願いします。合わせて、箱数から重量を換算する場合、どのような計算を行ったかについても説明をお願いします。

- ・近隣国の漁獲量については、韓国の水産統計を用いたとされていますが、その精度についての詳細情報の開示を求めます。また、韓国以外の国の漁獲量については、どのように考えているのか説明をお願いします。
- ・遊漁による採捕実態にかかるデータをどのように収集しているのでしょうか。また、卸売市場外で流通される漁獲量データをどのように収集しているのでしょうか。これらの情報は、資源評価の精度のみならず、TAC 配分や TAC 消化管理において、その公平性、信頼性確保の観点から非常に重要ですが、現在、十分な収集体制が整っているとは思えません。国における取り組みの現状について説明をお願いするとともに、早急な体制整備に取り組んでいただくようお願いします。
- ・漁獲量にかかる情報に併せて、主要漁業の CPUE、モジャコの来遊量、仔稚魚の分布密度等、資源量の指標となるデータはどの程度収集、活用されているのでしょうか。現状及び今後の改良点について説明をお願いします。
- ・漁獲報告の収集について、改正漁業法の条文によって、求められるデータ項目、抽出度、粒度が異なります。例えば、第 10 条及び第 12 条で求められる資源評価を目的とする場合、データ項目は、漁獲量に加え、年齢別漁獲（資源）尾数の推定に必要な生物情報や漁獲努力量情報が必要ですが、これら情報は統計的に十分な抽出率であれば実用精度に足ります。一方、第 26 条または第 30 条で求められる TAC 配分や配分された TAC 消化管理を目的とする場合、データ項目として生物情報や漁獲努力量情報は必要ありませんが、漁獲量については、漁業種類別経営体別日別に区分された全量調査が必要となります。実例を挙げますと、遊漁や卸売市場外流通の実態は、資源評価としては、その精度にかんがみ誤差として扱うことができて、TAC 配分や TAC 消化管理においては、公平性、信頼性の観点から、相当レベル網羅的かつ標準化された情報収集が必要となります。このように、ひとえに漁獲報告といっても、法律条文によって性質の異なる情報収集体制を設計する必要がありますが、その検討が遅れているのではないかという不安があります。国において、このような課題を整理し、漁獲報告の実施体制について具体的な指針を早急に示していただくようお願いします。
- ・漁獲報告収集体制の構築には、データ収集・整理にかかる人員確保、予算措置が必要です。また、デジタル化による効率化も進める必要があります。合わせて、データ収集、デジタル化に必要な知識、技能を有する人材の育成も必要です。このような課題についても早急な取り組みをお願いします。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

- ・資源評価に用いたデータの詳細についての開示と、評価のプロセスについてのわかりやすい丁寧な説明をお願いします。
- ・評価の技術的な疑問点は、次のとおりです。

①再生産関係で、他の魚種と異なる型を用いた理由（ブリではリッカー型、マ

- ダイではホッケースティック型）及び別の型を用いた場合の違いについて詳しい説明をお願いします。
- ②年齢分解に銘柄別の漁獲量を用いていますが、卸売市場における銘柄や箱入り数（箱サイズ）、箱入り重量は多様であることから、どのようなプロセスで年齢分解を行ったか、説明をお願いします。
- ③漁業・養殖統計値のブリ類には、ヒラマサ、カンパチが含まれているとされていますが、その分離をしなくても評価に影響がないとする根拠について、詳しく説明をお願いします。また、今後、評価精度を更に上げるため、ヒラマサとカンパチの分離をすべきなのか、する場合はどのように行うのか、説明をお願いします。
- ④資源評価結果要約版図 6 の神戸チャートは、1994 年より一貫して親魚量に対して漁獲圧が高い、いわゆる赤ゾーンにあります。一般的に赤ゾーンにある場合、いわゆる獲りすぎであり、資源状態が悪化するトレンドになると思われますが、2008 年以降漁獲圧の MSY 漁獲圧比がほぼ一定なのに、親魚量の同比は増大傾向にあります。図 3 において 2009 年の漁獲量が急激に増大し、資源量も合わせて引き続き高位を維持していることも合わせて、この点をどう解釈すべきか、説明をお願いします。
- ⑤図 8 の将来の漁獲量の予測では、現状の漁獲圧に基づく予測と漁獲管理規則案に基づく予測でもほとんど変わりはないように見えます。また、親魚量については、漁獲管理規則案に基づく予測の方が増大していますが、現状の漁獲圧でも親魚量は横ばいです。これらのグラフから、現状の漁獲圧でも十分に再生産されていると読むのは誤りでしょいか。
- ⑥図 5 で示された MSY は、過去に記録のない高位水準の外挿値となっていますが、実際に実現可能なのでしょうか？

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

- ・資源評価結果要約版表 2 からは、2022 年に漁獲量を 10%強削減しても、2032 年には 2021 年よりも約 8 千トン（約 7%）しか漁獲量増大が期待できないと読めます。福岡県の 2021 年漁獲量は、約 2 千トンですが、仮に単純計算すると、2032 年の漁獲量増大見込みは 140 トンとなり、キロ単価 200 円で計算すれば、水揚げ期待値は 3 千万円弱にしかありません。ブリを漁獲対象とする漁業種類は非常に多様であり、それら漁業の漁獲量の把握、TAC 消化管理に膨大なコストをかけても、漁業における経済効果はたいへん低く、管理の意味がわからなくなります。仮に大型魚の割合が増加して、1 尾あたりのキロ単価が向上したとしても、それを漁獲できる海域や時期の予測は困難であり、管理の努力をした漁業者がその恩恵にあずかれるとは限りません。このような問題について、国の考えの説明をお願いします。
- ・表 1 では、2032 年の親魚量が 2021 年に比べて約 1.7 倍になることで再生産が安定すると説明されていますが、ブリ資源量が現状から更に増大すれば、高次捕食者のブリによる他魚種の過度の被捕食は発生しないのでしょうか。図 4 の再生産関係においても、現状でも親魚量が増えても加入量が頭打ちになっているように見えます。ブリ資源尾数は増えてもエサ不足による魚体価値の低下、他魚種の資源量減少等の問題は生じないのでしょうか。すでに密度効果や種間関係を考えなければならない高位の資源水準にあるのではないのでしょうか。そのような疑問を感じる管理目標を設定しても、漁業としてはデメリットの方が大きいのではないかと心配します。このことについて国の考

えの説明をお願いします。

- ・実際の管理を行うのは漁業者であり、漁業者が管理の意義を理解し、共感できる目標でなければ、管理の実行性は上がりません。MSY 水準によるブリ資源管理の実施までは、更なる検討が必要ですが、検討中においても、社会、経済も見据えた MSY 水準以外の目標を設定することも視野に、暫定的な管理目標を置いた場合の予測シナリオも同時に示していただきたいと思います。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

- ・福岡県地先漁場では、県知事許可である中型まき網漁業、さし網漁業、第2種共同漁業権漁業である小型定置網漁業、自由漁業であるつり漁業等、多様な漁業種類によってブリが漁獲されていますが、許認可による操業区域の制限や漁船行動能力の限界から、いずれの漁業も、漁場は福岡県の沿岸から沖合に限られています。したがって、ブリの来遊を待って漁獲する操業形態は共通しています。ブリの来遊は年変動が大きく、来遊時期も短期に集中するなどばらつきが大きいです。東シナ海から日本海への来遊経路が沖合にシフトしても漁獲量は大きく変わります。近年は気候変動、海水温上昇による分布域の変化もあると言われています。このような要因から、過去の漁獲実績をベースとした TAC 配分では、超過や未達を発生しやすく機能しない可能性が高いと考えます。ブリ資源と漁業の特性に則した柔軟な管理措置の検討をお願いします。
- ・全国一本化された資源評価に基づき、全国一本で管理を行う方針が提案されていると理解しますが、福岡県のみならず、都道府県管理区分では、来遊の変動によって、過去の漁獲実績に基づき都道府県管理区分で細分化されることによって、TAC 消化管理、調整が困難になるのではないのでしょうか。留保枠の追加配分や、管理区分間の融通も可能とのことですが、クロマグロの事例では、調整が間に合わず休漁を強いられるなど、調整の迅速性を欠く問題が顕在化しています。漁獲量が多く、対象漁業も多岐にわたり、経営依存度も高いブリの場合、漁獲量調整が追いつかない場合の影響はクロマグロよりはるかに大きいと思われます。そこで、広域エリアで複数管理区分を一括融通したり、複数年のトータルで管理する等、あらかじめ調整しやすいしくみの検討をお願いします。
- ・管理期間の設定について、主要な漁業種類の主漁期を管理期間の前半に置くと、期間後半の調整が困難になります。最適な管理期間は、各地先によって異なります。全国一律の管理期間では、合理性を欠くおそれがあります。したがって、管理区分によって異なる管理期間を設定できるなど、柔軟な措置の検討をお願いします。
- ・ブリの漁場は各都道府県地先の沿岸から沖合まで広がっており、特に沖合では隣接県、大臣管轄漁業との入会となる例が多いと考えます。このような入会漁場で、各管理区分の TAC 配分枠消化にずれが生じると、ある都道府県が配分のリミットに達して採捕停止となっても、別の県や大臣管轄漁業の漁船がリミットに達していなければ、同じ漁場で引き続き漁獲できることになります。採捕停止になった県は、漁獲配分枠の融通をお願いしたいところですが、入会漁場で操業する関係県としては、枠の融通は自県漁業者の不利益となりますから、そのような調整は成立しないと思われます。この構造は、関係者の競合関係を増幅し、協調的な管理の実践にマイナスになると考えます。このような問題について、国はどう調整すべきと考えているのか、説明

をお願いします。

- ・ブリは、本県下の多くの漁業種類にとって経営依存度の高い魚種です。漁獲量削減による経営への影響は大きいことから、十分な経営支援策を講じていただくようお願いします。
- ・本県下の漁業は、いずれもブリのみを漁獲しているのではなく、1年を通じて様々な魚種を漁獲しています。ブリの獲り控えをしても、その水揚げ減を他魚種の漁獲で補うケースも発生します。その際、積立ぷらすは1年間トータルの水揚げで計算されますので、実質ブリの管理コストを他魚種へ負担をかける形で補うことになってしまいます。このことは、ブリの資源回復のため、他魚種の乱獲や漁場紛争の助長にもつながります。このような矛盾を解消するため、管理対象種のための漁獲量削減を支援対象とするなど、柔軟な支援策の検討をお願いします。
- ・ブリの資源管理による休漁で、他魚種の漁獲までが制限されるようなことがないような管理方法の検討をお願いします。
- ・例えば、本県の中型まき網漁業は、操業期間が4月～12月までと定められています。また、近隣海域のブリの漁獲は、魚群の来遊によって同期するため、水揚げが集中して市場価格が低下する場合があります。このため、市場価格を見据えた獲り控え、休漁も随時実施しています。本県の過去漁獲実績はこのような条件の下での実績であり、TAC配分にあたってのシェアの調整では、単純に漁獲量を比較するのではなく、そのような操業条件の違いを加味した調整をお願いします。
- ・今回の評価では、漁獲量を現行水準から削減する内容となっていますが、現行水準から漁獲量を削減する場合、留保枠をどのように確保するのでしょうか。留保枠を確保すれば、その分余計に当初TAC配分を削る必要が生じ、その結果、追加配分の要望がより早く発生するという連鎖が生じます。このような問題を考慮した留保枠の確保方法、配分ルールの検討をお願いします。
- ・全国の多種多様な漁業で漁獲される魚種であることから、膨大な管理コストが必要となります。すべての漁業・管理区分に一律に漁獲量削減を負担させるのではなく、一定規模以上の経営体に集中して管理を負担してもらい、負担度に応じた経営支援策を設けるなど、集約的な管理を実施する方が費用対効果の面でも実行性が高いのではないかと考えます。検討をお願いします。
- ・今回の資源評価に韓国の漁獲量は含まれているとのことですが、中国など他国の漁業は、評価や管理に影響しないのでしょうか。外国における漁獲と管理の実態について、現状認識について説明をお願いするとともに、不明なことがあれば早急な実態把握と対策の検討をお願いします。
- ・遊漁では、潜在的に相当レベルのブリの漁獲があり、近年特に、無視できないレベルに増大していると考えます。本県の令和4年の筑前海区（玄界灘、日本海対馬暖流域）を根拠地とする遊漁船業登録業者数は、平成20年の約2.5倍に増加しています。遊漁船業者以外のプレジャーボートも多いことから、遊漁による採捕実態の把握を早急に進めるとともに、その管理について検討いただくようお願いします。
- ・養殖用種苗の採捕は、漁船漁業と同等の管理を行うのでしょうか？ また、養殖用種苗の採捕を制限する場合しない場合それぞれにおいて、漁船漁業の漁獲量は制限されることから、養殖業への影響、天然魚と養殖魚のマーケットはどのように変化するのでしょうか。この点についてどのような検討されているのか説明をお願いします。

- ・全国一本の資源評価と管理を行うにあたり、漁業種類ごとの漁獲量配分の方法について、非常に多様で複雑な調整が必要であると考えられます。公平性の確保の観点から、国の基準を示すなど統一的な管理を実施できるよう検討をお願いします。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

- ・現在実施されている取組としては、許認可による操業期間の制限、毎月の休漁日設定、市場価格安定を考慮した獲り控え及び操業調整等があります。
- ・今後取り組むべき措置としては、市場流通量を考慮した獲り控え及び操業調整が考えられます。

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

- 福岡県地先において操業する各種漁業
 - ・中型まき網漁業
 - ・一本釣り漁業
 - ・小型定置網漁業
 - ・さし網漁業
 - ・その他
- 遊漁船、遊漁者
- ブリを取り扱う流通業者、加工業者、小売業者
- ブリ養殖業者

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

- ・資源評価結果について、漁業者にもわかりやすい丁寧な説明をお願いします。
- ・評価に用いたデータ、評価プロセスの詳細について開示と説明をお願いします。
- ・農林水産統計の集計方法、精度について理解できるよう、データソースと集計作業プロセスについて詳細情報の開示と説明をお願いします。
- ・ステークホルダー会合で一定の結論が見いだせない場合、管理は実施されるのでしょうか。「関係者の理解なしに見切り発車はない」旨の説明がなされていますが、ステークホルダー会合は、すべての利害関係者が参加しているわけではなく、合意形成機能というよりは公聴会的な機能を有する会議であるように思います。そのような機関では、どのようなレベルで合意とみなされるのでしょうか。本来は、利害関係者、行政、研究機関等各々の代表者と学識経験者によって構成された合意形成を担う管理機関を設置し、明確な手続きによって合意すべきではないでしょうか。

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

- ・ブリの資源生物学的特性、漁業実態に鑑み、隣接都道府県間での漁獲量配分シェアの共有化、複数年漁獲量による平準化など、柔軟な措置が必要と考えます。
- ・遊漁による採捕実態を早急に把握し、遊漁実態を加味した評価への修正を行った上で、遊漁枠の設定と厳格な管理を実施すべきと考えます。

- ・すべての漁業・管理区分に一律に漁獲量削減を負担させるのではなく、一定規模以上の経営体に集約的に管理を負担してもらい、その負担度に応じた手厚い経営支援策を設ける等の方が、費用対効果の面でも実行性が高いのではないかと考えます。

(3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

- ・今回のブリ資源評価と管理目標の提案では、資源レベルが高位にある魚種における MSY 管理の課題が顕在化したように思います。
- ・乱獲が進んだことにより資源水準が低い魚種においては、親魚量が増えれば加入量が増えるという再生産関係が見えやすくなります。しかし、資源水準が高位になればなるほど、再生産関係は不明瞭になっていきます。そのような場合に、理論上計算される MSY を目標に置くと、親魚量を増やすために行う管理で払うコストが、実際の漁獲量の増大に比べて大きくなるという矛盾が生じ、資源生物学的な成功が社会経済的には必ずしも成功ではないという問題が生じます。
- ・我々は、漁業者の生活を守ることなしに資源管理は語れません。管理には一時的な痛みを伴うこともありますが、資源回復によって自らの将来につながるのであれば、漁業者は管理に協力すると思います。しかし、資源生物学の観点の目標値だけを提示され、後の具体的な管理は現場に丸投げするような雑な進め方では、現場はついていけません。水産資源回復に本格的に取り組むこと自体は、沿岸漁業者と思いは同じだと思います。国におかれては、ぜひ、現場の実態に則した真に実行性のある管理に、徹底して取り組んでいただきたいと思います。
- ・繰り返しになりますが、水産資源管理は、ひいては漁業の持続的発展に資するものであり、業界として取り組むべきと考えますが、そのプロセスにおいて、科学としての資源生物学的な課題と、産業としての社会経済的な課題をどう折り合いをつけて成功へと導くか、関係者が膝詰めでより深い分析と議論をすべきであると考えます。

(様式 1 : 参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

ブリ

2. 参考人

氏 名	草野 正
所属又は職業等	五島漁業協同組合 代表理事組合長

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

本資源は、長い日本列島全地域において、定置網、大・中型まき網等により、周年漁獲され、また、養殖種苗としても大量に漁獲されています。型も、モジャコと呼ばれる幼稚魚から 10kg 以上の大型ブリまで、様々なサイズで漁獲されていますが、資源に対する負荷は、養殖種苗としてのモジャコ、巻網によるワラササイズの漁獲が大きいと思慮されます。特に、国策による養殖ブリの増産計画、及び、モジャコ採捕の基準見直しにより、モジャコ採捕量が大幅に増加する懸念があります。

(2) 各論に関する御意見（各項目に関係する御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

資源評価の方法や結果、数量管理目標の詳細な説明を、浜々で説明すべきです。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

モジャコの採捕量、ワラサ等の小型ぶりの漁獲量は、重量換算では大きくないが、ブリ資源への影響は大変大きいと思慮されます。

漁獲数量管理は、重量ではなく、尾数による管理も検討すべきではないでしょうか？

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

地域別、業態別の漁獲時期の選択による漁獲管理（禁漁期間の設定）、漁獲物の大小選択による届け出管理ができないでしょうか。

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

ブリを主要漁獲物とする全国漁業代表者の意見聴取は当然ですが、特に、大型、小型の定置漁業が多い長崎県の県定置協議会、対馬定置協議会、五島定置協議会など、零細の生産者で組織された会合での説明を求めます。

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

--

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

--

（３）その他（御質問等があれば、御記載ください。）

--

(様式 1 : 参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

ブリ

2. 参考人

氏 名	植木 忠勝
所属又は職業等	美津島町高浜漁業協同組合 代表理事組合長

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

私は、長年対馬近海で延縄を主体にして、1本釣り、イカ釣り漁業を営み漁家経営を行っています。所属する美津島町高浜漁協では、周年複合型の漁業が行われており、ブリ、タイ、クロマグロ等の魚種が主に水揚げされています。本資源対象魚種(ブリ)は当漁協の売り上げの60%近くを占めており、依存度は非常に高くなっております。長崎県における漁業の一大産地である対馬にあって、周年複合型の漁業を行う中でブリ、タイ、ヨコワ等の魚種を主とした延縄漁業が盛んです。ブリは近年水温の上昇により1ヶ月程度の漁期の遅れがあり、12月～2月に主に漁獲され、短期畜養による出荷調整や、神経バ、出荷規格の厳格化による高付加価値化を推進しています。

当地区で、ブリは主要な魚種でありクロマグロ同様にTAC魚種に追加されれば死活問題となり、漁家経営、漁協経営に大きく影響を与えますので十分な検討をお願いします。

(2) 各論に関する御意見（各項目に関係する御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

管理システムの報告体制の構築が必要と思われます。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

私が営む延縄漁業では、まずイカ釣に出漁し TAC 対象魚種であるスルメイカを採捕し餌として使用しますが、近年では、漁獲量が激減しており、餌の確保にも苦勞している状況です。当地区では、ブリは主要な魚種で延縄、一本釣、定置漁業で漁獲されていますが、TAC 魚種に設定され採捕制限がなされた場合、漁業者の操業に及ぶ影響は図り知れない事となります。

ブリの漁獲量は増加傾向にあり漁獲制限は必要なのか疑問に思えます。

また、クロマグロのように資源管理が続く中、ブリも漁獲量を削減すれば、ブリは増えると思います。しかし、ブリが捕食する他の魚種への影響が大きな問題になると思います。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

--

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

まき網、刺網、底置網、一本釣、曳縄、立釣、遊漁者等、広範囲の関係者に意見を聞くべきです。

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

--

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

漁業者だけではなく遊漁者も対象にする必要があると思われます。

(3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

資源管理を行う場合、混獲したブリの扱いについて検討が必要と思われます。

(様式 1 : 参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

ブリ

2. 参考人

氏 名	元浦 亮
所属又は職業等	宮崎県定置漁業協会会長

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

本県では、3月～4月頃に主に定置網で漁獲されており、定置漁業においては、魚種別漁獲量のトップシェアであることから、非常に重要な資源と考えている。

(2) 各論に関する御意見（各項目に係る御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

漁協を通じて、日ごとの漁獲量が電子的に報告できる体制が整備されている。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

資源評価結果をみると、2008年以降、特に漁獲規制等は行っていないにもかかわらず資源量は増加してきたことから、現状の漁獲圧を維持した場合でも、資源量、漁獲量ともに維持できると思われる。

ブリは、稚魚（もじゃこ）から3歳以上の親魚までが漁獲対象となっており、漁獲量だけで管理することが難しいと考える。

地域の漁業実態や資源の利用状況を十分考慮し、ブリ資源を利用する全ての者が納得できる資源管理目標とする必要がある。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

現時点では、安定した資源であると考えられるため、漁業経営に影響を与えるような過度な数量管理とならないよう、配慮いただきたい。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

定置網では、1日に数十トン単位でブリが入網することもある。定置漁業は魚種の選択ができないため、漁獲制限がかかった場合にブリだけを放流することは難しく、定置漁業における漁獲制限は、網揚げ等による全面休漁が必要になる可能性が高い。

休漁では経営が成り立たないことから、定置漁業がブリの数量管理に取り組むことは非常に難しいと考える。

- ⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

- ⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

定置網漁業関係者、ブリ類の養殖業者、もじゃこ採捕業者

- ⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

定置漁業における数量管理の課題等を含め、関係者からの理解が得られるような説明が必要。

- ⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

大中型まき網漁業

- （３）その他（御質問等があれば、御記載ください。）

(様式 1 : 参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

ブリ

2. 参考人

氏 名	長元 信男
所属又は職業等	東町漁協代表理事組合長、全国海水養魚協会会長

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

ブリの水揚げは年により変動はあるものの、全体的に増加していると思われるので、TACで制限する必要性が見受けられない。
モジャコは既に各県ごとに適正管理が実施されている。

(2) 各論に関する御意見（各項目に関係する御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

モジャコに関しては、県が国から割り当てられた許可尾数を厳正に管理している。
地先の漁場における漁獲情報は毎日県に報告され、必要量を採捕すれば期間半ばでも漁を終了し、現状でもモジャコは十分に管理がなされていると思われる。
また、海水温上昇とともに採捕海域が北上するモジャコについては、許可、監視は県単位でなければならないと考える。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

ブリ資源は鹿児島県の太平洋、東シナ海から日本海、近年は北海道、オホーツク海に及んでいる。
これらが同一の系群として評価されるのは無理があるのではないか。
一部韓国、中国における漁獲はどのように評価するのか。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

餌生物の確保と並行して管理する必要があると思われる。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

混獲についてどのように評価するのか。

R4 年度における鹿児島県の大型クロマグロは、開始後 1 ヶ月弱で 1 年分の TAC 枠が終了し、残り 11 ヶ月の採捕禁止命令が発出された。このような措置は漁業者にとって死活問題である。ブリが同じ轍を踏むことは有ってはならない。ブリは数グラムから十数キロまで、捕獲されるサイズのばらつきが大きく、重量だけの報告では採捕尾数がわからない。サイズはどのようにデータに反映させるのか。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

ブリの資源管理を行う上で、流れ藻の出現状況は同時に管理されるべきである。流れ藻の発生源である中国等の磯焼けがおこらないよう、監視して頂きたい。

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

全国のもじゃこ採捕者
種苗生産施設の生産能力および生産計画
ブリ養殖者

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

過去の漁獲実績から想定される今後のブリ漁獲推移。

近縁種のカンパチ、ヒラマサ、ヒレナガカンパチ等の過去および今後の漁獲推移は、ブリと比較してどうなのか。

その中でもじゃこを含むブリだけが TAC 管理対象になるのはなぜなのか知りたい。

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

管理対象とする範囲は、ブリをどのような系群に分けるかによると思われる。

先の①および②のとおり、鹿児島から北海道までの日本一円を同一系群と見るのは無理があるように思われる。しかし鹿児島県におけるもじゃこは、太平洋、東シナ海に差は無い。少なくとももじゃこに関しては、大臣管理ではなく県知事管理が望ましい。

(3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

(様式 1 : 参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

ブリ

2. 参考人

氏 名	甲山 博明
所属又は職業等	南種子町漁業協同組合 代表理事組合長 鹿児島県モジャコ生産漁協協議会 会長

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

- ・モジャコ（もじゃこ漁業）をTAC管理の対象とするのかどうか？
- ・モジャコ（もじゃこ漁業）をTAC管理の対象とする場合、TAC管理の対象としないといわれているしらす（カタクチイワシ仔魚）との整合性はどうか？
- ・天然のブリ資源は、近年やや減少しているものの、2000年以前に比べ2倍程度の高水準を維持している。しかしながら、令和3年度は全国的にモジャコが大不漁となった。この原因を科学的に説明できるのか？十分な知見がない中で、モジャコをTAC管理の対象とすることには反対である。

(2) 各論に関する御意見（各項目に係る御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

--

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

- ・資源評価結果をみると、 β を0.8とした場合、将来の平均親魚量は目標管理基準値案である22.2万トンを超え、29万トン前後になると計算されている。その一方で、将来の漁獲量は現状とほぼ変わらない。これは、そんなに我慢しなくても良いという意味ではないのか？

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

- ・資源評価結果では、管理を始めた最初の年に急激に漁獲が下がるような計算結果が示されているが、漁業者の生活を考えたら、このようなシナリオを提案すべきではない。
- ・②の意見とも関連するが、漁業者に過剰な我慢をさせてまで目標を大きく上回る親魚量を目指しても、漁獲量が現状と大して変わらないのであれば無意味ではないか？

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

- ・モジャコをTAC管理の対象とする場合、尾数で管理するのか、重量で管理するのか？重量で管理する場合、ブリのTACとしてまとめて管理するのか、モジャコだけ別枠で管理するのか？（いずれにしてもモジャコをTAC管理の対象とすることには現状では反対）

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

- ・モジャコに関しては、国から年ごとに採捕可能尾数が定められており、採捕期間も県から定められている。これらに基づき既に適正に管理されている。

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

- ・鹿児島では、もじゃこ漁業によりモジャコを採捕するほか、定置網漁業やブリ飼い付け漁業（一本釣り）の主要漁獲対象種である。このほか、まき網漁業などでも漁獲されている。これら関係漁業者、漁業者団体、養殖業者、流通業者等の意見を聞く必要がある。

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

--

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

--

(3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

--

(様式 1 : 参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

ブリ

2. 参考人

氏名	石井功
所属又は職業等	中部日本海まき網漁業協議会（全まき）

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

・ブリの TAC 魚種追加については漁業者のみならず流通・加工・輸出業者等の関連業者が全国にいると思われる。漁業者や関連業者の経営に関わる大きな問題である。多くの関連業者が参加するためステークホルダー会合については今までの1か所開催ではなく数か所の開催を検討すべき。

(2) 各論に関する御意見（各項目に関係する御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

・既存 TAC 魚種の漁獲報告が、漁業者、漁業関係団体の負担となっており、魚種追加の際には、水揚データを市場、漁業者、関係団体、漁業情報サービスセンターが一元的に管理し、迅速、簡便に漁獲報告がなされるシステムを構築してほしい。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

・資源評価的には小型魚の抑制により大型魚を増加させることが資源状況の安定につながるとは理解しているが、ブリの場合、大型魚以外の需要もあり必ずしも大型魚が高価格とは限らない。資源を増やすことだけが問題ではなく同時に地域経済に与える影響等経済効果の面も考慮すべきである。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

・実際の管理では TAC 消化率は国全体で100%以下となり一定の安全率はかかっていることも前提にシナリオを検討すべき。安全率に安全率を掛けるようなシナリオを選択すべきではない。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

・仮に、TAC を導入する場合、関係者全員が納得して TAC 管理を行えるよう客観的な実績値に基づく公平な TAC 配分を行っていただきたい。

- ・年により海域間の漁獲シェアの変動が大きく、TAC管理の安定性を確保するためには長期間の漁獲実績に基づいた配分とし、複数年 TAC や未消化分の翌年への繰越も検討すべきである。
- ・大中型まき網漁業では数多くの TAC 管理により数量管理を経験しているため大中型まき網分の国の留保については取らないで頂きたい。
- ・仮に留保を取った場合は4半期毎に実績に応じて上限を設けるなど公平性を保つ工夫が必要である。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

- ・漁獲する漁業種類・漁獲時期・サイズや魚価が違うため全国一律の規制は難しく数量管理以外の管理は不公平感がある。

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

- ・流通、加工業者にも今までのステークホルダー会合以上に十分に意見を聞くべき。

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

--

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

- ・資源に影響を与える全ての漁業について資源へのインパクトを科学的に評価し、公平に管理対象とすべき。

（３）その他（御質問等があれば、御記載ください。）

- ・将来資源を増やすことは重要なことであるが資源は増えたけど獲る漁業者や扱う流通・加工業者がいないというふうにならないよう、また資源の回復・安定が水産業の成長産業化に繋がるような管理方法を検討すべき。

(様式 1 : 参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

ブリ

2. 参考人

氏 名	武井 篤
所属又は職業等	(一社) 全国まき網漁業協会

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見 (本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。)

- ・大中小型まき網漁業にとって、経営上重要な魚種であり、さらに、他魚種の不振で重要性が増している地域が多い。
- ・全国各地で様々な漁法で漁獲され、小型から大型魚までそれぞれのサイズへの需要があり、鮮魚、凍結、加工、輸出等様々な利用がなされている。多様な漁業者、加工流通業者等多岐にわたる関係者の理解と納得の上で各漁業に公平に TAC を導入すべき。
- ・各漁業で漁獲量の報告体制、管理体制が確保されるまでの間は、試験的、モニターの導入とすべき。
- ・ぶりの韓国漁獲は増加傾向にあり、今後、海洋環境の変化による分布の北偏でさらに増加の可能性がある。また、中国、台湾の漁獲状況は不明確であるが、資源の分布は日中暫定水域、中間水域、台湾近海に及び、資源が増大すれば、今後、両国の漁獲が資源に影響を与える可能性もある。
- ・TAC 管理は、適切な TAC 設定に資源量推定や資源の将来予測の精度が要求されること、毎年の加入状況や漁場形成の変化への柔軟な対応が困難なことなどの欠点はあるが、漁獲実態が異なる外国との間で同水準の資源管理を行うほとんど唯一の有効な手段である。我が国の研究者、行政、業界が多大な労力で TAC を導入するのであれば、韓国との共同管理を合わせて行うべき。
- ・共同管理への道筋があいまいなまま、我が国のみが MSY 目標の TAC を導入すると、我が国の漁業者が厳しい管理を行っても管理効果が表れず、不公平な状況が固定化される恐れが強い。さらに、共同管理が導入される場合、直近の漁獲実績に基づく漁獲枠の配分がなされる可能性が高く、導入前に我が国のみが長期間にわたり厳しい漁獲制限を行うことは国益を損なうことになる。

(2) 各論に関する御意見 (各項目に係る御意見があれば、御記載ください。)

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

--

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

- ・ どの管理目標が適切かは、複数の目標案（複数の親魚量水準）についてそれぞれの案で管理した場合に加入尾数、親魚量、漁獲量等がどうなるのかの科学的データを提示していただいたうえで、関係者が十分に議論して決定すべき。（例えば、加入量最大が期待できる親魚量の維持を目標にした場合、現状の漁獲圧で管理した場合などを対比）
- ・ 提示されている資源評価は、過去最大（19.7 万トン）を上回る親魚量 22.2 万トンを管理目標とし、さらに、デフォルトとされている $\beta 0.8$ を採用すると平均親魚量は 28.7 万トンとなる。採用されているリッカー型の再生産関係で加入量が最大となる親魚量は 18 万トンの近傍で、22.2 万や 28.7 万トンでは加入量は減少する。
- ・ 親魚量 22.2 万トンを目標に管理する場合と現状漁獲圧で管理する場合の平均漁獲量を比較すると、22.3 万トン目標では、3 年程度漁獲量が現状から 2～3 割減少するが、数年後以降はほぼ同水準で推移する。
- ・ 環境収容力、捕食による他の水産資源への影響等が科学的に不明確な中で、加入量を減らしてまで、ブリ親魚を過去最大以上の水準への維持（22,2 万トン。さらに、 $\beta 0.8$ では 28.7 万トン）を目標とすることが可能か、適切か疑問。さらに、韓国との共同管理が見込まれない中で、我が国のみが漁獲量を削減させてこの親魚量水準を目標にすることは不適切である。
- ・ なお、22.2 万トンを目標に管理することで 3 歳以上の漁獲比率が増加するが、ブリの場合、大型魚以外の需要もあり必ずしも大型魚ほど高価格とは限らない。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

--

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

- ・ 関係者の納得、外国漁獲の管理、関係者が納得する資源評価等が具体的管理方策検討の大前提。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

--

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

--

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

- ・ TAC 導入を行うのであれば、外国との共同管理に向けた道筋を明らかにしてほしい。
- ・ 外国との共同管理が確保されるまでに時間がかかるということであれば、確保されるまでの間、どのようにして外国と我が国の管理水準との不公平な状況や国益が損なわれることを回避するのかを具体的に示し、これを関係者が

納得した上で導入すべきである。

- ⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

--

- （３）その他（御質問等があれば、御記載ください。）

--

(様式 1 : 参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

ブリ

2. 参考人

氏 名	日吉直人
所属又は職業等	一般社団法人 日本定置漁業協会 常任理事 一般社団法人 静岡県定置漁業協会 代表理事会長

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

(2) 各論に関する御意見（各項目に関係する御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

資源管理の漁獲報告は、非常に重要です。
特に市場出荷のないモジャコの漁獲報告は重要だと考えます。
静岡県定置漁業協会では、デイリーに静岡県庁宛に漁獲報告を行っています。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

目標設定に当たっては、漁業現場の意見を十分に取り入れて頂きたい。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

成長の速いブリについては、目標達成の期間は、短くていいのでは？

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

定置漁業では、大型ブリの漁獲は重要です。
未成魚の放流管理が実効性があることだと思います。

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

中部太平洋では、静岡県定置漁業協会との意見交換を希望します。

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

漁業者が参加しやすい環境を整えてほしい。
漁業者に解かりやすい会合にしてほしい。

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

全国のすべてのブリ資源

（３）その他（御質問等があれば、御記載ください。）

(様式2：意見表明の内容)

資源管理手法検討部会における意見表明について

1. 対象となる水産資源

ブリ

2. 意見表明の申出者

氏 名	日吉直人
所属又は職業等	一般社団法人 日本定置漁業協会 常任理事 一般社団法人 静岡県定置漁業協会 代表理事会長

3. 意見表明の内容

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

(2) 各論に関する御意見（各項目に関係する御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

資源管理の漁獲報告は、非常に重要です。
特に市場出荷のないモジャコの漁獲報告は重要だと考えます。
静岡県定置漁業協会では、デイリーに静岡県庁宛に漁獲報告を行っています。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

目標設定に当たっては、漁業現場の意見を十分に取り入れて頂きたい。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

成長の速いブリについては、目標達成の期間は、短くていいのでは？

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

定置漁業では、大型ブリの漁獲は重要です。
未成魚の放流管理が実効性があることだと思います。

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

中部太平洋では、静岡県定置漁業協会との意見交換を希望します。

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

漁業者が参加しやすい環境を整えてほしい。
漁業者に解かりやすい会合にしてほしい。

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

全国のすべてのブリ資源

（３）その他（御質問等があれば、御記載ください。）

(様式1：参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

ブリ

2. 参考人

氏 名	一瀬 保夫 (ひとせ やすお)
所属又は職業等	岸端定置網組合 組合長理事 日本定置漁業協会 副会長理事 石川県定置漁業協会 会長理事

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

- ・定置網漁業では最重要魚種のひとつであるが、同じ定置網でも地区によって漁期やサイズごとの重要性が異なるため、管理強度としては横並びをとりつつも、それぞれに合わせた柔軟な取り組みを検討する必要がある。
- ・資源量が増大してもその分価格が暴落しては漁業の生産性向上にはつながらないことを前提とし、資源管理方策を検討すべき。

(2) 各論に関する御意見（各項目に係る御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

- ・地域ごとに利用実態、サイズごとの重要性が異なる。銘柄分けの十分でない地区においても正確かつ詳細な漁獲データが収集できるよう、報告やデータ収集体制を整備すべき。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

- ・漁業の現場はもちろん、加工・流通や消費まで見据えたうえで、漁業が最も生産的かつ持続的に行われるよう、目標の設定においては様々な面を考慮すべき。
- ・実際にどの地域でどのような漁法でどのくらい漁獲されており、どの程度の重要性があるか、そしてそれに対してどのくらい需要があるか、しっかり把握したうえで、一律に押し付けるのではなく、それぞれの現場に即した管理ができるよう進める必要がある。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

- ・利用形態が幅広く、需要も多様なため、管理スケジュールや管理強度の設定においては漁業経営はもちろん、周辺業界の経営等に関しても考慮すべき。
- ・モジャコ漁業については人工種苗に関する技術開発等と密接に関係するため、天然種苗の供給体制について整理したうえで、他のブリ漁業と歩調を合わせて管理に取り組めるよう、シナリオ上もよく検討すべき。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

- ・ブリは漁業経営上の最重要魚種であり、例えば寒ブリが経営上非常に重要となる経営体では、最も高値がつく 11～1 月といった冬場に操業を止めるような事態は絶対に避けなくてはならず、一方で春から夏にかけて比較的小型のブリを主体に漁獲する経営体もあり、そういった地域ではその時期に操業を止めるような事態は避けなければならない。漁業経営に甚大な影響を及ぼすため、そうならないよう漁獲枠の設定方法以外にも、留保の先取りによる不公平感が生じないよう留保の期間分け等工夫をすべき。
- ・融通等により円滑な操業を妨げないための対策をとる必要がある。そのうえで、実際に融通が有効に機能し、活発に行われるような制度設計をしておく必要がある。
- ・全国で一つの系群となる資源であり、年により海域ごとの来遊状況も大きく異なる。これまでのような、各都道府県や近隣海域といった単位での取り組みだけでは対応できない場合が想定され、より広域的な管理体制の構築が求められる。
- ・資源の有効利用、価格の維持等のために様々な取り組みをすでに行っており、漁獲量が抑えられている地区があることを勘案し、配分にあたっては考慮すべき。
- ・多くの漁業種類で重要な魚種であることから、漁業調整上の問題にもなってきた魚種であり、問題点の洗い出しは丁寧かつ入念にしておくべき。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

- ・地区ごとに時期を決め、年間数十日の網上げ休漁を行っているほか、金庫網を用いた出荷調整により、来遊資源の有効利用に努めている。

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

- ・加工・流通業者等の業界の協力なしに漁獲制限を行っては、仮に資源増大が果たされたとしても需給体制が崩れ、漁業経営が成り立たなくなる恐れがある。加工流通業者からはこれまでステーキホルダー会合で意見が出されたことはほとんどないため、消費まで見据えた議論ができるようあらかじめ意見を聴取すべき。
- ・そのためにも会場の設定については、1 会場に限定することなく考慮すべき。（WEB 参加ではなく現地参加もしやすいよう）

⑦ ステーホルダー会合で特に説明すべき重要事項

- ・資源評価について、特にこれまでの評価との違い、なぜ高位と評価されていたものが乱獲状態と、全く違う評価になったのかを前提をしっかりと説明すべき。
- ・環境要因を踏まえた評価や、種間関係を含めた生態系全体を踏まえた評価についての検討状況を説明してほしい。
- ・TAC 魚種が今後さらに増えていくことが想定される中で、混獲魚種についても管理の負担が増大していくため、その対応について考えを示してほしい。
- ・モジャコ漁業の管理について検討するにあたっては、種苗だけでなく飼料供

給体制の整備等も踏まえ、養殖業全般に関して国としてどのような将来像を描いているかを具体的に説明すべき。

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

- ・ 全国で一体の資源であり、どの漁業種類、地区でも重要な魚種であるため、特定の区分に管理が偏ることがないようにすべき。

（３） その他（御質問等があれば、御記載ください。）

- ・ 国内での多種多様な漁業において協調して管理に取り組むこととするほか、韓国等外国漁業においても同じレベルで管理に取り組まれるよう国としてしっかり働きかけるべき。
- ・ 資源評価の説明等においては、専門知識がない者でも理解できるよう、丁寧な説明を行っていただきたい。